

13 ふるさと納税

ふるさと納税とは、都道府県や市区町村への「寄附」のことをいいます。

このふるさと納税をした場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度(以下、「ワンストップ特例制度」といいます。)を申請することで住民税からふるさと納税額の一部、また、確定申告をすることで所得税と住民税からふるさと納税額の一部が控除されます。

控除される額は、原則として自己負担額の 2,000 円を除いた全額となりますが、ふるさと納税をした年の所得状況などによって、自己負担額が 2,000 円で済むふるさと納税の上限額が異なります。

【注】ワンストップ特例制度とは、確定申告を必要としない方が、ふるさと納税をした団体に申告特例申請書を提出することで確定申告や住民税申告を省略することができる特例です。

ただし、次の場合はワンストップ特例制度が適用されませんので、ご自身でふるさと納税に係る寄附金を確定申告または住民税申告にて申告する必要があります。

- ・確定申告または住民税申告をした場合
- ・6 自治体以上にワンストップ特例制度を申請した場合
- ・寄附した翌年の1月1日の住所地が申告特例申請書に記載された市区町村でなくなったにもかかわらず、申請事項変更の届出がされていない(申告特例申請書を提出後に住民票を異動している)場合

(1) 控除額

① ワンストップ特例制度を申請した場合

控除額	計算式
基本控除額	(ア) (寄附金額の合計額－2,000 円)×6%(市民税) (イ) (寄附金額の合計額－2,000 円)×4%(県民税) ※寄附金額の合計額は総所得金額等の 30%が限度
特例控除額	(ウ) (寄附金額の合計額－2,000 円)×乗率〈表 1〉×60%(市民税) (エ) (寄附金額の合計額－2,000 円)×乗率〈表 1〉×40%(県民税) ※(所得割額－調整控除額)の 20%が限度
申告特例控除額	(オ) 特例控除額×乗率〈表 2〉×60%(市民税) (カ) 特例控除額×乗率〈表 2〉×40%(県民税)

(ア)と(ウ)と(オ)の合計額が市民税から、(イ)と(エ)と(カ)の合計額が県民税からそれぞれ控除されます。

② 確定申告をした場合

控除額	計算式
基本控除額	(ア) (寄附金額の合計額－2,000 円)×6%(市民税) (イ) (寄附金額の合計額－2,000 円)×4%(県民税) ※寄附金額の合計額は総所得金額等の 30%が限度
特例控除額	(ウ) (寄附金額の合計額－2,000 円)×乗率<表 1>×60%(市民税) (エ) (寄附金額の合計額－2,000 円)×乗率<表 1>×40%(県民税) ※(所得割額－調整控除額)の 20%が限度
所得税控除額	(オ) (寄附金額の合計額－2,000 円)×所得税率×1.021(復興所得税率)

(ア)と(ウ)の合計額が市民税から、(イ)と(エ)の合計額が県民税から、(オ)が所得税からそれぞれ控除されます。

〈表 1〉

住民税における課税所得金額－人的控除額の差	乗率
0 円未満※	100 分の 90
0 円 ～ 1,950,000 円	100 分の 84.895
1,950,001 円 ～ 3,300,000 円	100 分の 79.79
3,300,001 円 ～ 6,950,000 円	100 分の 69.58
6,950,001 円 ～ 9,000,000 円	100 分の 66.517
9,000,001 円 ～ 18,000,000 円	100 分の 56.307
18,000,001 円 ～ 40,000,000 円	100 分の 49.16
40,000,001 円 ～	100 分の 44.055

【※】課税山林所得金額および課税退職所得金額を有しない場合

〈表 2〉

住民税における課税所得金額－人的控除額の差	乗率
～ 1,950,000 円	84.895 分の 5.105
1,950,001 円 ～ 3,300,000 円	79.79 分の 10.21
3,300,001 円 ～ 6,950,000 円	69.58 分の 20.42
6,950,001 円 ～ 9,000,000 円	66.517 分の 23.483
9,000,001 円 ～	56.307 分の 33.693

(2) 自己負担額が 2,000 円で済むふるさと納税の上限額

ワンストップ特例制度を申請した場合の上限額は以下の計算方法となります。なお、確定申告および住民税申告をした場合は、実際の上限額と異なる場合があります。また、分離課税所得・繰越控除・住宅借入金等特別控除などの税額控除がある場合は、この計算方法で求めることはできません。

計算方法

$$(\text{自己負担額が 2,000 円で済むふるさと納税上限額【X】} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{乗率<表 1>} = (\text{所得割額} - \text{調整控除額}) \times 20\%$$

《例》ワンストップ特例制度を申請した場合に自己負担額が 2,000 円で済むふさと納税の上限額の計算

家族構成		支払ったもの
夫	(年齢は関係なし) 給与収入7,000,000円	社会保険料 700,000 円
妻	70 歳未満・収入なし	
長女	大学生 20 歳	
長男	高校生 17 歳	

- ① 給与所得を計算します。⇒ $(7,000,000 \text{ 円} \times 90\%) - 1,100,000 \text{ 円} = 5,200,000 \text{ 円}$
(11 ページ参照)

- ② 均等割・所得割・森林環境税(国税)が発生するかを確認します。(5・6 ページ参照)
- ・ 所得金額が 1,549,000 円を超えるため、均等割、森林環境税(国税)の課税が確定
 - ・ 所得金額が 1,820,000 円を超えるため、所得割の課税計算へ(以下へ続く)

- ③ 所得控除額を計算します。(15～21 ページ参照)

社会保険料控除	700,000 円
配偶者控除(70 歳未満の金額)	330,000 円
扶養控除(長女・長男)	780,000 円
基礎控除	430,000 円

全ての所得控除額を合計し算出 ⇒ **2,240,000 円**

- ④ 課税所得金額を計算します。①－③＝ **2,960,000 円**(千円未満切捨て) (8 ページ参照)
- ⑤ 算出所得割額を計算します。④×10%(市民税 6%+県民税 4%)(8 ページ参照)

A 市民税 177,600 円 県民税 118,400 円

- ⑥ 調整控除額を計算します。(24 ページ参照)

合計課税所得金額が 2,000,000 円超(2,960,000 円)

{50,000 円(基礎控除)+280,000 円(配偶者控除と扶養控除の差額の合計)－

(2,960,000－2,000,000 円)}×5%

⇒{ }内がマイナスのため、控除下限額を採用

B 市民税 1,500 円 県民税 1,000 円

- ⑦ 自己負担額が 2,000 円で済むふさと納税の上限額を計算します。(42 ページ参照)

割合: 課税所得金額(2,960,000 円)－人的控除額の差(330,000 円)=2,630,000 円

表 1 より 100 分の 79.79

$(X - 2,000 \text{ 円}) \times 100 \text{ 分の } 79.79 = (A - B) \times 20\%$

$X \div 75,500 \text{ 円}$

自己負担額が 2,000 円で済むふさと納税の上限額 = 75,500 円



《例》ワンストップ特例制度を申請した場合の控除額の計算(43 ページの対象者を例とする)

家族構成		支払ったもの	
夫	(年齢は関係なし) 給与収入7,000,000円 総所得金額等 5,200,000 円	社会保険料 ふるさと納税 (寄附金)	700,000 円 70,000 円
妻	70 歳未満・収入なし	所得割額および調整控除額	
長女	大学生 20 歳	所得割額	市民税 177,600 円 県民税 118,400 円
長男	高校生 17 歳	調整控除額	市民税 1,500 円 県民税 1,000 円

① 基本控除額を計算します。(41 ページ参照)

・総所得金額等の 30%(寄附金額の限度額)と寄附金額を比較し、低い金額を採用します。

限度額: $5,200,000 \text{ 円} \times 30\% = 1,560,000 \text{ 円}$

寄附金額: 70,000 円

(ア) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 6\% = 4,080 \text{ 円}$

(イ) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 4\% = 2,720 \text{ 円}$

② 特例控除額を計算します。(41 ページ参照)

・控除額の限度: 市民税 $(177,600 \text{ 円} - 1,500 \text{ 円}) \times 20\% = 35,220 \text{ 円}$

県民税 $(118,400 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円}) \times 20\% = 23,480 \text{ 円}$

・42 ページより乗率<表 1>は 100 分の 79.79

(ウ) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 100 \text{ 分の } 79.79 \times 60\% = 32,555 \text{ 円}$

(エ) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 100 \text{ 分の } 79.79 \times 40\% = 21,703 \text{ 円}$

※乗率<表 1>および 60%・40%を乗じた際に発生する小数点以下は切り上げて計算する。

③ 申告特例控除額を計算します。(41 ページ参照)

・42 ページより乗率<表 2>は 79.79 分の 10.21

(オ) $54,258 \text{ 円} \times 79.79 \text{ 分の } 10.21 \times 60\% = 4,166 \text{ 円}$

(カ) $54,258 \text{ 円} \times 79.79 \text{ 分の } 10.21 \times 40\% = 2,778 \text{ 円}$

※乗率<表 2>および 60%・40%を乗じた際に発生する小数点以下は切り上げて計算する。

市民税: (ア)+(ウ)+(オ)=40,801 円 県民税: (イ)+(エ)+(カ)=27,201 円

寄附金額から 2,000 円差し引いた額が市民税・県民税から控除されます。

《例》確定申告をした場合の控除額の計算(43 ページの対象者を例とする)

家族構成		支払ったもの	
夫	(年齢は関係なし) 給与収入7,000,000円 総所得金額等 5,200,000 円	社会保険料 ふるさと納税 (寄附金)	700,000 円 70,000 円
妻	70 歳未満・収入なし	所得割額および調整控除額	
長女	大学生 20 歳	所得割額	市民税 177,600 円 県民税 118,400 円
長男	高校生 17 歳	調整控除額	市民税 1,500 円 県民税 1,000 円

① 基本控除額を計算します。(44 ページと同様のため計算の過程は省略)

(ア) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 6\% = 4,080 \text{ 円}$

(イ) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 4\% = 2,720 \text{ 円}$

② 特例控除額を計算します。(44 ページと同様のため計算の過程は省略)

(ウ) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 100 \text{ 分の } 79.79 \times 60\% = 32,555 \text{ 円}$

(エ) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 100 \text{ 分の } 79.79 \times 40\% = 21,703 \text{ 円}$

③ 所得税控除額を計算します。(42 ページ参照)

・所得税率の算出⇒所得税率は課税総所得金額によって決まります。

課税所得金額 = (合計所得金額〈総所得金額等〉 - 所得控除額)

= 5,200,000 円 - 2,638,000 円

= 2,562,000 円

所得税率⇒10%(9 ページ参照)

・所得税所得控除額は以下の通りです。(15～21 ページ参照)

社会保険料控除 700,000 円

配偶者控除(70 歳未満の金額) 380,000 円

扶養控除(長女・長男) 1,010,000 円

寄附金控除(寄附金額 - 2,000 円) 68,000 円

基礎控除 480,000 円

全ての所得控除額を合計し算出 ⇒ 2,638,000 円

(オ) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% \times 1.021 = 6,943 \text{ 円}$ ※小数点以下切上げ

市民税:(ア)+(ウ)=36,635 円 県民税:(イ)+(エ)=24,423 円 所得税:(オ)=6,943 円

寄附金額から 2,000 円差し引いた額が市民税・県民税、所得税から控除されます。